

会議録

会議の名称	令和元年度第3回行財政改革推進委員会
開催日時	令和元年8月21日（水）10時00分から11時45分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>委員：横道清孝委員長 鈴木文彦委員 池添弘邦委員 岸本恒久委員 牧野美佐子委員 渡辺文子委員</p> <p>事務局：栗田企画政策課長 直井企画部主幹 近藤企画政策課主査 坂庭 企画政策課主査 鈴木企画政策課主任 佐藤企画政策課主事 小 林企画政策課主事</p> <p>所管課：小林高齢者支援課長 倉本高齢者支援課長補佐 福井高齢者支援 課高齢者サービス係主任 須藤高齢者支援課高齢者サービス係主 事 橘環境保全課長 石部環境保全課環境保全係長 森谷教育企画課長 大谷学校運営課長 根岸教育企画課学務係長</p>
欠席者	原田久副委員長 伊藤俊介委員
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業評価（外部評価）の実施について（2事業） 2 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討について 3 その他
会議資料の名称	<p>資料1-1 事務事業評価（外部評価）の実施について</p> <p>資料1-2 令和元年度事務事業評価（外部評価）対象事業の選定について</p> <p>資料1-3 令和元年度事務事業評価 評価対象事業一覧</p> <p>資料2-1 事務事業評価シート（高齢者配食サービス事業）</p> <p>資料2-2 西東京市高齢者配食サービス事業業務委託事業者募集要項</p> <p>資料2-3 高齢社会対策区市町村包括補助事業実施要綱</p> <p>資料2-4 民間企業による配食サービス一覧</p> <p>資料3 事務事業評価シート（環境学習推進事業）</p> <p>資料4 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する検討の方向性について</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
○発言者名： 発言内容	

《開会》

議題1 事務事業評価（外部評価）の実施について（2事業）

○横道委員長：

それでは議題1-1～1-3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：《資料1-1～1-3に沿って説明》

○横道委員長：

事務事業評価（外部評価）の実施について、事務局から説明がありました。
何かご質問、ご意見等ありますか。

（質疑なし）

○横道委員長：

本日は、外部評価対象2事業について、事務事業評価シートの裏面に記載されている一次評価・二次評価の評価理由及び前回の委員会での指摘事項を踏まえた追加資料を中心に、所管課及び事務局より説明を受けた後、質疑を行います。質疑が終わり、所管課が退席した後、委員間で意見交換を行い、外部評価の取りまとめを行うこととしますので、よろしくお願いします。

それでは、高齢者配食サービス事業について、所管課及び事務局から説明をお願いします。

○高齢者支援課：《資料2-1～2-4に沿って一次評価及び補足事項について説明》

○事務局：《資料2-1に沿って二次評価について説明》

○横道委員長：

高齢者配食サービス事業について、所管課及び事務局から説明がありました。引き続き質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○岸本委員：

利用者の年齢・性別などの内訳を教えてください。また、認定の要件にある「その他市長が認める場合」とはどのようなケースでしょうか。

○高齢者支援課：

まず、利用者の内訳につきまして、平成30年度の世帯構成別の内訳は、単身世帯：約5割、65歳以上高齢者のみの世帯：約4割、日中65歳以上高齢者のみになる世帯等：約1割です。

また、年齢別の内訳は、65歳～74歳：約1割、75歳～84歳：約4割、85歳以上：約5割です。

なお、性別による統計はありません。

次に、「その他市長が認める場合」として認定されるケースとしては、普段は65歳

未満の方と同居しているが、日中は 65 歳以上高齢者のみになる世帯の場合等が該当します。

○岸本委員：

意見になりますが、真に必要な方へ手厚いサービスを届けるためには、利用者の内訳を分析することが必要だと考えます。

また、例えば高齢者の方の中には、料理が得意でない方もいらっしゃるかと思います。そのような方が自分でも簡単な調理ができるようになる講座を開くなど、目先の問題を解決するサービスばかりを提供するのではなく、高齢者の方の自立を支援する取組も検討していただきたいと思います。

○渡辺委員：

休日にも安否確認をしているのでしょうか。

○高齢者支援課：

日曜日以外は祝日も含めて配食を行いますので、事業者から報告を受ければ、職員がご家族に連絡を取ったり、ご本人宅に訪問したりしています。

○鈴木委員：

資料 2-4 による民間企業の料金と、市の料金はどのように比較するのでしょうか。

○高齢者支援課：

委託事業者募集要領において、1 食当たりの食材単価を 411 円、見守り費用を含む諸経費を 411 円としております。民間企業と比較する料金としては、安否確認を実施する業者に対しては 822 円、実施しない業者に対しては 411 円で比較していただければと思います。

○渡辺委員：

委託料を下げることは可能なのでしょうか。

○高齢者支援課：

委託料の中には、配達料・人件費・材料費なども含まれており、業者からはひっ迫していると聞いています。また、食材についても利用者の健康への配慮から、たんぱく質について必要量を満たすなど工夫していただいております。委託料の減額は難しいものと考えております。

○横道委員長：

5 年ごとのプロポーザルということですが、契約上 5 年間は同じ事業者委託することになるのでしょうか。

○高齢者支援課：

契約行為は単年度ごとに行っていますが、2 年度目以降特命随意契約を締結することになっており、業務内容に問題がなければ、令和 4 年度まで現在の事業者と同じ内容で委託する予定です。

○牧野委員：

民間企業においても安否確認を含めたサービスを提供しており、価格も大きく変わりませんが、本事業を行政が担うメリットは何でしょうか。

○高齢者支援課：

行政が安否確認を実施することにより、利用者が安心感を得られる点がメリットであると考えます。

○横道委員長：

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特になければ、質疑については以上で終了します。所管課の方はご退席ください。

(高齢者支援課退席)

○横道委員長：

次に、高齢者配食サービス事業について、意見交換及び評価に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○岸本委員：

単に一人暮らし等高齢者を対象とするのではなく、真に必要とする方にサービスを届けられるようにすべきであり、所得に応じた利用者負担の導入など段階的に見直していく必要があります。評価としては、抜本の見直しが妥当であると考えます。

○鈴木委員：

都外の自治体の実施内容を調べたところ、所得制限や親族等の扶養に入っているかなどがサービスを受ける条件になっていることから、見直しは必要であると思います。

概ね二次評価と同意見ですが、付随して申し上げます。まず、サービス利用に伴う認定基準は他自治体を参考に見直すべきです。また、事業者の選定の際には価格とサービスの質の両面から選定する総合評価方式とするべきです。プロポーザル方式を継続するのであれば、健康寿命を延ばすための取組なども提案内容に含めたいと思います。

○牧野委員：

一次評価・二次評価ともに、業務負担が重いとして、日々の配食提供の変更などが挙げられていますが、内容について伺います。

○事務局：

市が窓口となり、利用者からの要望を受付け、都度各事業者へ連絡しております。

○池添委員：

評価としては、抜本の見直しを選択します。

岸本委員のご発言にもあった、配食だけに頼らず、高齢者の方の自立を支援する取組についても考える必要があります。

また、市が実施する見守りに特化した制度や、地域で活動するケアマネージャー・民生委員などとの連携についても検討する余地があるのではないかと思います。

なお、事業の見直しにあたっては、民間事業者が提供するサービスと比較検証するべきと考えます。

○横道委員長：

5年ごとのプロポーザルなので、最終的な評価が「廃止」「抜本的見直し」となった場合でも、次期公募選定までは現行通りの事業形態なのでしょう。

○事務局：

現行の委託事業者については、仕様書に沿った契約により委託されていることから、急激な変更は難しいものと考えます。また、利用者も多いことから、民間企業の状況なども勘案し、次期公募選定に向けて見直しを図ってまいります。

○池添委員：

意見になりますが、5年ごとという業者選定の間隔は長いと感じます。

また、契約期間中においても、次年度に向けた見直しができるよう、事業者と協議し、利用状況等の変化に対応していくべきではないかと思います。

○事務局：

現行の委託期間中においても、契約上影響のない範囲で見直しの検討を行うことは可能であると考えます。

○鈴木委員：

一般的に、契約期間は、委託事業者に何を求めるかによって設定するものです。民間企業ならではのアイデアやイノベーションを求めるのであれば、初期投資を勘案し契約期間は5年間、単に配食と配達だけであれば、1年間とするのが妥当ではないでしょうか。

○池添委員：

市が、本事業を公的サービスとしてどのように位置づけるかが重要であると考えます。

○横道委員長：

それでは、高齢者配食サービス事業についての評価判定に移ります。

4段階の評価区分を順番に申し上げますので、委員の皆様は挙手をお願いします。

【評価結果】

「抜本的見直し」6名

○横道委員長：

外部評価は「抜本的見直し」とします。

続いて、環境学習推進事業（環境フェスティバル）について所管課及び事務局から説明をお願いします。

○環境保全課：《資料3に沿って一次評価及び補足事項について説明》

○事務局：《資料3に沿って二次評価について説明》

○横道委員長：

環境学習推進事業（環境フェスティバル）について、所管課及び事務局から説明がありました。引き続き質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○岸本委員：

本事業は、将来に向けて必要な事業ですが、現行の事業内容と規模感で続けると、目的が判然としなくなり、事業全体が先細りになる危険性があります。行政単独で開催するのではなく、市民や民間企業等との協働による開催を検討していただきたいと思えます。また、クラウドファンディングや企業のCSRによる協賛を募るなどの取組も検討すべきではないでしょうか。

○池添委員：

まず、一次評価における事業の必要性の判定理由にある「他の形態」とは、どのようなものでしょうか。

次に、環境学習を推進する取組として、他にどのようなものがあるのでしょうか。

○環境保全課：

まず、「他の形態」につきましては、過去の事例によりますと、環境展がございます。これは、環境を題材にして子どもたちが制作した絵や作文を展示するものでございます。また、現行の環境フェスティバルの規模を縮小して、エコプラザや他の公共施設を活用して実施する方法などを想定しております。

次に、その他の環境学習を推進する取組についてですが、環境保全課の取組としては、嘱託員が省エネやSDGsなど環境に関する講座を開いています。また、夏休みは子どもを対象にして、西東京いきの森公園でカブトムシを探したり、巣箱づくり、エコ工作など様々な環境学習に関する事業を実施しています。なお、他部署では公民館が環境に関する講座を実施しています。

○池添委員：

企業に協賛を募ったり、他の団体等が主催するイベントと共催するような形態の変更は想定されておりますでしょうか。

○環境保全課：

想定しておりません。

○池添委員：

例えば、家庭から出るごみの処理経費に対するコスト意識を醸成するような取組はありますでしょうか。

○環境保全課：

昨年度はごみ減量推進課と共に、市内高校の生徒を招いて、雑木林やごみ処理に関する授業を行いました。

なお、ごみ減量推進課では、市民の方をごみ処理施設である柳泉園にお連れして、処理の様子などを見学していただく取組や、小学校の社会科見学として、エコプラザでの学習やごみ収集で使用するパッカー車の見学などを行っております。

○池添委員：

意見になりますが、講座やパネル展示よりも、ごみの処理施設の現場見学などのリアルな体験の方が環境に対する意識の向上や自主的な環境保全活動への参加促進につながるものと考えます。また、公教育における環境学習との連携強化なども効果的と思われます。環境フェスティバルの内容を工夫し、職員負担を軽減させつつ、学習効果が上がる取組を増やしていただきたいです。

○鈴木委員：

指定管理者によるイベントの実施は可能なのでしょうか。

○環境保全課：

指定管理者からは、仕様書に基づく契約があるため、すぐに実施できるわけではないが、お話を頂いた段階で検討させていただくと回答をいただいております。

○鈴木委員：

会場として使用している西東京いこいの森公園を管理する指定管理者のノウハウを活用することで、より効率的・効果的に事業が実施できるものと考えます。

○横道委員長：

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特になければ、質疑については以上で終了します。所管課の方はご退席ください。

(環境保全課退席)

○横道委員長：

それでは、環境学習推進事業（環境フェスティバル）について、意見交換に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○鈴木委員：

西東京市の公園に関する指定管理者制度は、先駆的な取組でもあるので、民間のアイデアをぜひ活用していただきたいと思います。

○岸本委員：

大規模なイベント開催により成果を上げるにはそれなりの経費が必要となります。関連企業の協力や協賛などを募ることで、経費の削減や業務負担の軽減を図りつつ、より集客力が高く効果的なイベントにできるものと考えます。

○牧野委員：

啓発活動という効果が見えにくい事業であり、事業費に対する来場者数が適正であるのか判断が困難です。

○鈴木委員：

啓発活動を目的とする事業は、民間企業が参入しづらい不採算事業であるが、社会的意義があるからこそ、行政が実施する意味があると思います。来場者の満足度をあげながら、行政が負担するコストを減らす取組が必要です。

○池添委員：

短期的には効果が見えにくいものですが、社会的意義があるからこそ、継続するかも含めて、事業を見直すべきだと思います。

○渡辺委員：

来場者数も年々増加しているとのことですが、環境フェスティバルを知らない市民も多いと感じます。環境フェスティバル単体の現行の事業形態に、あまり魅力を感じません。事業コストや業務負担からも見直しが必要であると考えます。

○横道委員長：

委員の皆様の大方の意見では、現行の事業形態での継続は難しいというところでしょうか。

○事務局：

仮に、現行の環境フェスティバルが廃止になった場合でも、アースデイは引き続き開催されると思われますので、指定管理者にはそちらを盛り上げるお手伝いをしていただき、環境保全課としては実施目的をより明確にした形で事業を再構築し、実施するという方向性もあると考えます。

○横道委員長：

それでは、環境学習推進事業（環境フェスティバル）についての評価判定に移ります。

4段階の評価区分を順番に申し上げますので、委員の皆様は挙手をお願いします。

【評価結果】

「抜本的見直し」6名

○横道委員長：

外部評価は「抜本的見直し」とします。

以上で、全事業について外部評価が終わりました。本日決定した評価に評価理由等を加えた外部評価（案）を、事務局でまとめていただき、委員の皆様にご確認いただいた上で、外部評価を決定したいと思います。

議題2 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討について

○横道委員長：

議題2について、所管課から説明をお願いします。

○教育企画課：《資料4に沿って説明》

○横道委員長：

「西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討」について、所管課より説明いただきました。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○牧野委員：

小中一貫校の検討について、具体的にどのような内容を想定していますか。

○教育企画課：

具体的な検討はこれからになりますが、子供たちが小学校から中学校へ進学する際にスムーズに移行できるよう、ソフト面における小中一貫教育の検討を行っていく予定です。

○渡辺委員：

現在、中原小学校の校舎として使用している（仮称）第10中学校について、体育室にエアコンが設置されていないように見受けられますが、今後設置する予定はありますか。

○教育企画課：

当該建物につきましては、地下で冷却した空気を上層に送風することで全体の室温をコントロールする仕組みとなっており、別途エアコンを設置する予定はありません。

○岸本委員：

泉小学校の統合に伴い、どのような改善が図られましたか。

○教育企画課：

単学級が解消されたことにより、複数学級やクラス替えによる児童同士の交流が活性化したことが改善点として挙げられます。

○池添委員：

ひばりが丘中学校の通学区域がいびつな形になっているのは、合併が影響しているのでしょうか。また、今後どのように解消していく予定ですか。

○教育企画課：

当該2校の通学区域のいびつさに関しては、ご高察のとおり、ひばりが丘中学校は旧保谷市、田無第二中学校は旧田無市に属しており、市境に接する学区域を形成していたため、合併後もその形状を維持したことで生じています。

解消に向けた今後の取組としては、学校間の距離や生徒数のバランスなど全体を見ながら調整し、地域住民の意見も反映しながら、現在の2校の通学区域を東西に分ける形で再編していきたいと考えています。

○事務局：

今後、ひばりが丘中学校は（仮称）第10中学校校舎に移転する予定であるため、学校の位置は現在よりも西側に移動することになります。

○横道委員長：

ひばりが丘中学校と田無第二中学校の統合の可能性はありませんか。

○教育企画課：

当該2校について、統合は想定しておりません。令和3年度2学期から、ひばりが丘中学校の移転を予定しています。

○鈴木委員：

学校の統廃合は市民感情等もあるため、難しい課題であると思いますが、公共施設の総量抑制を考えるにあたり、運動施設やホールなど他の公共施設を学校施設と複合化するといった視点も必要と考えます。各種計画との整合を図りながら、検討されることを期待します。

○教育企画課：

いただいた視点を踏まえ、児童生徒推計や先行する事例等も含め、今後検討して参ります。

○横道委員長：

学校の現場では、今後子供の数が減っていくという実感がまだ浸透していないように感じます。学校施設は建設後40年余りに渡って長期に使用していくものであり、現在すでにあるものもすべてを修繕・建替することは難しいのが実情です。

○池添委員：

学校施設の複合化に関しては、教育部門だけでなく、部署を超えた市全体で検討していくという認識でよいでしょうか。

○教育企画課：

部署横断的に公共施設について検討を行う「公共施設等活用検討委員会」などを通じ、市全体で検討していきたいと考えています。

○池添委員：

予算等の兼ね合いはあると思いますが、コスト削減や事務負担軽減など行財政改革のテーマを見据えて、他部署と連携しながら進めていただければと思います。

○鈴木委員：

学校施設の複合化の先行事例が、当たり前の事例になるように取組を進めていくことが重要です。西東京市の取組は十分にそのポテンシャルがあると思います。

○横道委員長：

一例として、現在300～500人程度の生徒数規模となっている田無第三中学校周辺は将来的にマンション開発等の可能性はありますか。

○教育企画課：

田無第三中学校周辺は概ね宅地となっています。一部農地等がありますが、都市計画上、建築できる建物には高さ規制があります。

○横道委員長：

現在は子どもの数が増加傾向にあるため課題認識が広まっていませんが、10年後には減少に転じ、現在の小規模校を中心に問題が顕在化することが予想されます。一方で、マンション開発などで住民が流入する可能性もあるため、将来の人口動向を見据えた検討が必要です。

本日の委員会での議論を踏まえ、今後の進め方や課題の整理を図っていただければと思います。

議題3 その他

○横道委員長：

議題3「その他」ですが、事務局から何かございますか。

○事務局：

次回の委員会の開催日程については、改めて調整させていただきます。次回の委員会では、第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成30年度版）の取組結果について、議題とさせていただきます予定です。

○横道委員長：

委員の皆様から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、令和元年度第3回行財政改革推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

《閉会》